

(表)

<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第152条第4項に規定する 東京都自動車公害監察員証</p>	
<p>第 号</p> <p>氏 名 生年月日</p> <p>発行年月日 東京都知事</p>	<p>写 真</p>

8. 6センチメートル

5. 4センチメートル

(裏)

この証明書を携帯する者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抜粋）

第152条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、自動車、建設作業機械等の所在すると認める場所、工場、指定作業場、建設工事現場その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、自動車、建設作業機械等、自動車検査証、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、土壌若しくは地下水の採取をし、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第三章の規定に係る立入検査等及び同章の規定に関する都民からの情報提供に基づく調査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都自動車公害監察員と称するものとする。

5 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第161条 次の各号の一に該当する者は、15万円以下の罰金に処する。

四 第152条第1項の規定による立ち入り、検査若しくは採取又は第154条第1項の規定による立ち入りを拒み、妨げ、又は忌避した者